

基山町まちづくり基金事業活動報告会及び協働のまちづくり勉強会を開催します

問 まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935

町では、まちづくり活動を行う団体を支援する目的で、まちづくり基金事業に取り組んでいます。まちづくり基金事業とは、自主的・継続的に町内で協働のまちづくりのため、非営利活動に取り組む団体を支援する事業です。

今回は、今年度支援した16団体の中から3団体に報告していただきます。

報告会終了後、大字基山編集部の編集長江藤裕子氏をお招きして、団体活動PR法やイベント参加者の集め方等の情報発信について勉強会を開催します。

興味のある方は、どなたでも参加できます。皆さまのご参加をお待ちしています。

内容	<ul style="list-style-type: none"> ■16団体によるPRパネル展示 ■3団体による活動報告 【報告団体】基肄かたろう会・オレンジクラブ基山・15区ふれあい広場実行委員会 ■協働のまちづくり勉強会 「団体の活動PR法やイベント参加者の集め方等の情報発信について学ぶ」 	PRパネルは報告会終了後から3月24日（木）午後3時まで町民会館1階ホワイエに展示します。
開催日時	3月17日（木）午後2時30分～4時30分（午後2時開場）	
開催場所	基山町民会館 小ホール	
参加方法	参加を希望される方は、当日午後2時30分までにお越しください。	

▽留意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、実施できない場合があることをご了承ください。
- ・当日はマスクを必ず着用し消毒にご協力ください。また当日、体調がすぐれない方は、来場をご遠慮ください。

申請書等の押印の見直しについて

問 総務企画課 文書法令係 ☎92-2188

町では、町民サービスの向上及び行政手続の簡素化を図るため、町に提出する申請書や届出書等の押印を令和4年4月1日から廃止します。

なお、押印の廃止後も、請求書等の一部の書類については引き続き押印が必要となりますので、詳しくは書類提出先の担当課にお問い合わせください。

また、今回押印を廃止する申請書等の一覧については、基山町ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

農地の転用には、許可・届出が必要です

申問 農業委員会事務局 ☎92-7945

農地の転用とは、農地を、住宅や工場等の建物敷地、駐車場、山林等農地以外の用地に転換することで、面積の大小には関係ありません。なお、一時的に資材置場等に利用する場合も転用となります。

許可を受けずに転用した場合や、許可申請の計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事中止、現状回復等の命令がなされる場合があります。

農地を転用する際は、農業委員会へ許可申請（市街化調整区域内農地）又は、届出（市街化区域内農地）を行ってください。



マツタペイントはあなたの財産を塗装で守ります!

口のうまい営業マンはいませんが、腕のいい経験豊富な職人が揃っております!

お家をお持ちの方 マンション・アパートを貸し出しているオーナー様

汚れを目立たせない為だけではなく、**建物の劣化を防ぐ**ため、**塗装で保護**をしましょう!

お任せ下さい! **塗装工事** **外壁塗装** **屋根塗装**

無料 建物の現状確認 お見積もり 出張費

まずはお気軽にご相談を!

MP (株)マツタペイント
〒839-0801 久留米市宮ノ陣2丁目2-10
0120-27-1116
0942-30-5891

営業時間: 10時~19時
定休日: 日曜日

マツタペイント
「リフォーム評価ナビ」で詳細をご頂戴します▶



もしもの時に備えましょう！ 小中学生の自転車用ヘルメットの購入を補助します



問 教育学習課 学校教育係 ☎92-7980

町では、交通事故や自転車運転時の転倒から児童生徒の身を守るための自転車用ヘルメットの着用を推進するため、自転車用ヘルメットの購入費を補助します。

▽**交付対象者** 町内に住所を有する小・中学生の保護者

▽**対象となるヘルメット**

令和3年3月1日から令和4年3月末日までに購入した新品のものであり、一般社団法人製品安全協会が定めるSG基準に適合するものとして同協会の認証を受けたもの（SGマーク）又はこれに相当する安全基準を満たしているもの（JCFマーク、CEマーク、CSマーク、CPSCマーク）

▽**補助の回数**（各1回）

- ①小学1年生～3年生時 ②小学4年生～6年生時 ③中学校在学時
※通学用ヘルメットについては学校で一括で申請を行います。

▽**補助金額**

ヘルメット購入金額の2分の1以内の額とし、1回につき1,500円を限度とする。（100円未満は切り捨て）

▽**申請書類**

- ①交付申請書（町ホームページ、教育学習課、町立小中学校で取得できます）
- ②領収書又はヘルメット購入金額を証明できるもの
- ③購入したヘルメットが安全基準を満たしていることを証明できるもの（カタログ、証明書のコピー等）
- ④申請者の住所氏名が確認できるもの（運転免許証等のコピー）
- ⑤振込金融機関名・口座番号・口座名義人名を確認できるもの（通帳表紙やキャッシュカードのコピー）
- ⑥印鑑

▽**申請期限・提出先** 令和4年3月31日（木）町立小中学校又は教育学習課で申請を受け付けます。

令和4年度 交通災害共済 に加入しませんか？

申問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

わずかな掛金で、万一の交通事故の場合に備える「交通災害共済」の令和4年度加入申込み受付を行っています。加入を希望される方は、掛金をご持参の上、住民課暮らしの安心・安全係（役場1階）までお申し込みください。

※昭和27年3月31日以前に生まれた70歳以上の方については、

町が掛金を負担しますが、加入申込みは必要です。

▽**掛金**

1人当たり500円

▽**共済期間**

4月1日～令和5年3月31日

（4月1日以降に加入申込みをされた場合は、申込み翌日から令和5年3月31日まで）

▽**共済対象**

交通事故が原因で10日以上入院又は通院した場合（歩行中の単なる転倒・転落事故は対象外）



司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦155（京町JAスタンド交差点南側）

TEL 0942-92-6722

【月～金】8:30～18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

☆相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください☆